

○ 高等学校等奨学給付金 加算額受給額（非課税世帯で保護者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯）
ア～オの順に確認してください。『加算対象』と記載のある生徒は、「（３）基準額２＋加算額」を申請できます。
※生活保護世帯で生業扶助を受給している世帯、通信制課程及び専攻科は加算申請できません。

生徒の兄 弟姉妹 （保護者が扶養 する兄弟姉妹）	弟・妹 （給付金対象外）		奨学給付金対象校に在学する生徒						兄・姉 （給付金対象外）	
	中学生以下	中学校を卒業した方	1年生		2年生		3年生		高校3年生～ 23歳未満	23歳以上
			通信制	全日・定時	通信制	全日・定時	通信制	全日・定時		
ア 15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる				 基準額2		 加算対象		 加算対象		
				 加算対象				 基準額2		
				 基準額2				 加算対象		
	① 1～3年生の生徒が二人以上あり、他に23歳未満の兄・姉がいない場合は、どちらか一方が基準額2、その他の生徒は基準額2＋加算額を申請できます。三人以上の場合は、一人は基準額2のみ、残りは基準額2＋加算額を申請できます。									
				 加算対象				 加算対象		
	② 1～3年生の生徒のほかに、23歳未満の兄・姉が一人以上いる場合は、生徒全員が基準額2＋加算額を申請できます。（兄・姉の在学・課程は問いません。）									
						 加算対象	 基準額2			
			 基準額2			 加算対象		 加算対象		
	③ 1～3年生の生徒の兄弟姉妹で、高校の通信制課程（専修学校・定時制高校と併修する場合を除く）に在学する方がいる場合は、全日制・定時制課程の生徒全員が基準額2＋加算額を申請できます。（通信制課程の生徒は基準額2を申請できます。）									
		 特別支援学校 などに在学				 加算対象		 加算対象		
④ 弟・妹が、特別支援学校高等部などの奨学給付金の対象にならない学校のみに在学する場合は、生徒全員が基準額2＋加算額を申請できます。										
	 学校に在学 していない		 加算対象		 加算対象					
⑤ 中学卒業後、7月1日時点で学校に在学していない（無職・浪人・アルバイトなど）弟・妹が一人以上いる場合は、生徒全員が基準額2＋加算額を申請できます。										
イ 23歳以上の高校生の兄弟姉妹がいる						 加算対象		 加算対象		 23歳以上
1～3年生の生徒全員が基準額2＋加算額を申請できます。 ※23歳以上の高校生の兄・姉も、要件を満たしていれば給付金の申請は可能ですが、例の場合は加算額の申請はできません。										

●次のような場合は、加算額は支給されません

生徒の兄 弟姉妹	弟・妹		奨学給付金対象校に在学する生徒			兄・姉	
	中学生以下	中学校を 卒業した方				高校3年生～ 23歳未満	23歳以上
兄弟姉妹 が いない			 基準額 2				
弟妹は全 員 中学生以 下			 基準額 2				
兄姉は全 員 23歳以上 (高校生ではない)			 基準額 2				 高校生では ない
23歳未満の 兄姉や、高 校生ではな い弟妹がい るが、保護 者に扶養さ れていない			1年生  基準額 2	2年生で、扶養されていない  基準額 2	3年生で、扶養されていない  基準額 2		
		扶養されて いない 		 基準額 2		扶養されて いない 	